

国家公務員退職手当の支給の在り方等に関する検討会（第五回） 議 事 要 旨

1. 日時：平成 20 年 2 月 13 日（水）、13：30～15：35
2. 場所：総務省 5 階 第四特別会議室
3. 出席者：（委員）塩野宏（座長）、内山英世、角紀代恵、阪田雅裕、森戸英幸、
柳瀬康治、山本隆司（敬称略、五十音順）
（総務省）藤井人事・恩給局長、阪本人事・恩給局次長、
中島参事官、西藤参事官

4. 議事次第

- (1) 開会
- (2) ドイツにおける関連制度（山本委員）
- (3) フランスにおける関連制度（新潟大学下井教授）
- (4) 論点整理
- (5) 閉会

5. 議事概要

(1) ドイツにおける関連制度（山本委員から発表）

山本委員から、資料に沿ってドイツにおける関連制度について説明がなされた後、質疑応答が行われた。主なコメントは以下のとおり。

- ・ ドイツにおいて、退職官吏に対して懲戒処分が可能となっているのは、官吏としての身分が残っているという考え方があるからか。
- ・ 日本の国家公務員は、ドイツの（「職員」ではなく）「官吏」の地位に近いという理解でよいか。
- ・ 「職員」については、国に勤務するという点で「官吏」と同じにも関わらず、懲戒制度が整備されておらず、一般の民事法に委ねられているというのは、人事管理として不均衡な感じがする。
- ・ 今回の検討事項である、死亡退職した職員への退職手当の不支給や遺族からの退職手当の返納は、ドイツにおいては問題とならないのか。
- ・ ドイツにおいては、懲戒処分は、刑罰と同様に制裁の性格をもつため、本人が死亡した後に懲戒処分を行うという結論には結びつかないのではないのか。
- ・ 退職官吏が恩給停止となった場合は、社会保障年金保険へ事後加入するという制度は、非違行為を行った公務員であっても、最低限の公的年金給付は保障されることを示しており、参考になるのではないのか。

(2) フランスにおける関連制度（新潟大学下井教授委託調査資料に基づき事務局から説明）

委員からの主なコメントは以下のとおり。

- ・ 文武官吏退職年金法典 L. 59 条の削除により、退職官吏だけではなく現職公務員も在職中の非違行為を理由に退職年金の支給制限が行われることがなくなったという理解でよいのか。
- ・ L. 59 条の削除前において、退職年金停止となった公務員は一般の公的年金を受給できたのか。
- ・ L. 59 条の削除前においては、死亡退職した後に非違行為が発覚した職員への年金支給はどうなっていたのか。

- ・ コンセイユ・デタは、ヨーロッパ人権条約を背景に退職年金を保障する判決を出したが、同人権条約が適用されるであろうドイツにおいて、官吏への恩給の支給制限があることをどう考えるのか。判決において、退職年金を後払い給与と位置づけているのであれば、ドイツの恩給においても同じことが言えないか。
- ・ ドイツの恩給は、恩恵的位置づけと理解したほうがいいのかもかもしれない。

(3) 論点整理

今後の検討項目・論点について、これまでの会合における各委員からの意見やヒアリング内容等を踏まえた資料に基づき、論点整理を行った。主なコメントは以下のとおり。

- ・ 退職手当がこれから不支給となる場合と、退職手当を支給された後に非違行為が発覚し返納を命じられる場合とでは、本人の生活に与える影響が異なるのではないか。不祥事発覚時点の違いによる不均衡を議論することも重要だが、退職手当の支給制限を受ける側の立場からの視点も考慮する必要があるのではないか。また、同様に、退職手当の性格を議論する際にも、退職手当の様々な側面を見る必要がある。
- ・ 退職手当の性格について、現行法の退職手当の性格を解釈論的に議論するのではなく、新制度の構築にあたり退職手当の性格をどのように整理すべきかという立法論的な議論が必要である。
- ・ 返納の根拠を不当利得とするか制裁とするかで、退職手当の性格も変わってくる。退職手当の性格論に固執することなく、実態として退職手当が果たしている機能を議論していくほうが効果的ではないか。
- ・ 退職手当の性格は、各学説が択一の関係にあるとは考えにくい。支給制限・返納の限界事例を考える際に直接的に関係してくるのは、その法的根拠に関する根拠の議論ではないか。
- ・ 公務員には、退職後にも守秘義務や再就職先での行為規制などがあることから、在職中の行為のみならず、退職後の行為についても検討の範囲に入れてはどうか。

(4) その他

次回は、平成20年2月22日（金）に開催することとなった。

以上

なお、以上の内容は、総務省人事・恩給局の責任において作成した速報版であり、事後修正の可能性がある。